中国における均等侵害の認定

~実用新型特許の均等の範囲~

中国知的財產権訴訟判例解説(第50回)

杭州騎客スマート科技有限公司 被上訴人(原審原告)

永康市安尚健身器材有限公司 上訴人(原審被告)

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

中国では司法解釈により均等侵害の主張が認められている。

司法解釈 [2009] 第21号

第7条 人民法院は、権利侵害と訴えられた技術方案が特許権の技術的範囲に属するか否かを 判断する際、権利者が主張する請求項に記載されている全ての技術的特徴を審査しなければなら ない。

権利侵害と訴えられた技術方案が、請求項に記載されている全ての技術的特徴と同一または均等の技術的特徴を含んでいる場合、人民法院は権利侵害と訴えられた技術方案は特許権の技術的範囲に属すると認定しなければならない。

本事件では電動バランスツイスト車におけるバランス機構の配置位置が争点となった。中級人民法院 1 及び高級人民法院共に配置位置が相違するものの容易に想到でき、かつ効果及び機能も実質的に同一であるとして均等侵害を認める判決をなした 2 。

2. 背景

(1) 特許の内容

騎客公司(原告)は、「電動バランスツイスト車 | と称する実用新型特許の特許権者である。

¹ 杭州市中級人民法院判決 (2015) 浙杭知初字第735号

^{2 2016}年9月19日浙江省高級人民法院判決 (2016) 浙民終528号